

情報・システム研究機構共同研究部門規程

〔平成28年2月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構(以下「機構」という。)における共同研究部門の設置に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「共同研究部門」とは、機構が民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)との共同研究を実施することを目的に、民間機関等から受入れる経費等を活用して設置運用する研究組織をいう。

(目的)

第3条 共同研究部門は、民間機関等と共同して共通の課題に関する研究を実施し、当該研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

(実施要件)

第4条 機構は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に共同研究部門を設置することができる。

- 一 共同研究部門を設置することにより、研究上有意義で優れた成果が期待できること。
- 二 共同研究部門を設置することにより、機構本来の研究に支障を及ぼすおそれがないこと。

(名称)

第5条 共同研究部門には、当該共同研究部門における研究の内容を示す名称を付すものとする。

- 2 共同研究部門の名称について、民間機関等から申出のあったときは、民間機関等が明らかとなる字句を前項の名称に付加することができる。

(設置の申請)

第6条 共同研究部門の設置を希望する民間機関等は、機構長に、様式第1号に定める共同研究部門設置・変更申込書及び様式第2号に定める共同研究部門の概要を提出する。

(設置の決定)

第7条 前条の申請書の提出があったときは、機構長は設置の可否を決定する。

- 2 機構長は、前条の申請に基づいて共同研究部門を設置したときは、教育研究評議会へ報告を行うものとする。

(契約の締結)

第8条 機構長は、共同研究部門の設置を決定したときは、すみやかに当該民間機関等の長との間で、必要事項を定めた共同研究部門設置契約を締結する。

(設置期間)

第9条 共同研究部門の設置期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、特に必要があると認める場合は、設置期間を更新することができる。

2 設置期間を更新する場合は、第6条に規定する設置の手続きを準用して行うものとする。

(共同研究部門の構成等)

第10条 共同研究部門には、少なくとも教授相当又は准教授相当を含む2名以上の特任教員を置くものとする。

2 共同研究部門の特任教員は、情報・システム研究機構特定有期雇用職員就業規則に定める特定有期雇用職員として雇用する。

3 情報・システム研究機構特任教授等選考規程第3条により、共同研究部門の特任教員に、特任教授、特任准教授、特任助教の称号を付与することができる。

4 共同研究部門の特任教員の選考は、情報・システム研究機構研究教育職員選考基準に準じて行うものとする。

5 相当の理由により特任教員を雇用しない場合は、共同研究部門に機構の研究教育職員を兼務させることができるものとする。

6 共同研究部門に民間機関等の研究者を受け入れる場合は、情報・システム研究機構共同研究規則第8条に規定する民間等共同研究員として受け入れる。また、受け入れに当たり、研究料は徴収しない。

(共同研究部門特任教員の職務)

第11条 共同研究部門の特任教員は、当該共同研究部門における研究に従事する。また、共同研究部門の目的を達成するために必要な研究を、自由な発想のもとに行うことができる。

(研究経費等)

第12条 共同研究部門に要する経費及び設備等の取り扱いについては、情報・システム研究機構共同研究規則の規定を準用する。

2 民間機関等は、共同研究部門の運営及び当該共同研究の実施に必要となる研究経費(特任教員の人件費、謝金、旅費、備品費、消耗品費及び光熱水料等の経費)を負担するものとする。

3 民間機関等は、研究を効果的かつ効率的に推進するために、原則として研究経費の30%に相当する額を間接経費として負担するものとする。なお、特に事情がある場合は、機構と民間企業等が協議して決定することができる。

(他の研究機関との共同研究等)

第13条 機構は、民間機関等との合意に基づき、民間機関等以外の研究機関(以下「第三者」という。)と共同研究部門における研究に関連した共同研究を行い、又は第三者への委託研究を行うことができる。

(知的財産権等の出願)

第14条 機構及び民間機関等は、共同研究部門における共同研究の結果として知的財産の創作を行った場合は、原則として、当該知的財産権の持分を定めた共同出願契約を別途締結した上で共同出願を行うものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、共同研究部門の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人

情報・システム研究機構長 殿

住 所

名 称

役職・氏名

印

共同研究部門設置・変更申込書

情報・システム研究機構共同研究部門規程に従い、下記のとおり共同研究部門設置・変更を申し込みます。

記

1. 共同研究部門の名称	
2. 共同研究部門の設置目的	
3. 共同研究講座部門の研究内容	
4. 共同研究部門の設置期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5. 共同研究部門に要する経費の負担総額	総額 円 内訳：研究経費 円 間接経費 円 ※消費税額及び地方消費税額を含む
6. その他必要な事項	(経費の納入時期・納入金額を記載) 平成 年 月 日 円 納入予定 平成 年 月 日 円 納入予定 平成 年 月 日 円 納入予定

注) 設置又は変更のいずれかを二重線で抹消して下さい。

様式第2号

共同研究部門の概要

1. 研究所名	
2. 共同研究部門の名称	
3. 民間機関等の名称	
4. 民間機関等の概要	
5. 共同研究部門に要する経費の負担総額	総額 円 内訳：研究経費 円 間接経費 円 ※消費税額及び地方消費税額を含む
6. 共同研究部門の設置期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
7. 民間機関等研究担当者 (所属, 職・氏名)	所 属： 職・氏名：
8. 民間機関等連絡担当者 (住所, 所属, 職・氏名, 電話・E-mail)	住 所：〒 所 属： 職・氏名： 電 話： E-mail：
9. 機構側研究代表者 (所属, 職・氏名)	所 属： 職・氏名：
10. 担当研究教育職員名及び職名	
11. 現有組織の構成状況及びそれらに照らした共同研究の必要性	
12. その他	